

内閣参質二〇七第六号

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出広く一般から意見を募るパブリック・コメントに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出広く一般から意見を募るパブリック・コメントに関する質問に対する答弁書

一及び三について

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第四十一条に基づく意見公募手続の周知及び情報提供については、同法第三十八条第一項に規定する命令等制定機関が、同法第二条第八号に規定する命令等の案の性質・内容等に応じ、窓口での配布、報道発表、専門家や利害関係人への情報提供等の方法を組み合わせた取組を実施している。意見公募手続を広く一般に伝えるため、今後とも、こうした取組を、同法第四十五条等の規定によるウェブサイトにおける公示と併せて実施していくことから、御指摘のような「具体的な手法を新たに定める」ことは考えていない。

二について

御指摘の「これまで同法に基づいて行われたパブリック・コメントの募集で集まった意見の数」については、調査に膨大な作業を要し、網羅的に把握することは難しく、また、お尋ねの「年毎の平均数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として把握している直近の意見公募手続等に対する提出意見数については、「行政手続法（意見公募手続）の施行状況に関する調査結果」（平成三十一年三月総

務省公表）において、平成二十九年度に公布された命令等に係る意見公募手続等九百九十九件に対する提出意見が、四万七千九百三十二件となっている。